

公益財団法人徳島県消防協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県消防協会（以下「協会」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）に対し、支給する旅費について必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 役員等が、協会の用務のため出張するときは、旅費を支給する。

(役員等以外の旅費)

第3条 役員等以外の者が、協会用務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費は、交通費、宿泊料及び旅行雑費とし、別表第1に規定する額を支給する。
- 3 日本消防協会主催の慰霊祭に参列する役員等及び遺族に対しては、全額を支給する。
- 4 消防ブロック会議に参加する役員等に関しては、負担金を支給する。

(準用)

第5条 旅費は、この規程に定めるもののほか、徳島県職員旅費支給条例を準用する。

附則

この規程は、公益財団法人徳島県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

バス・鉄道賃	実費
航空賃	実費（宿泊を伴う場合はバックを活用）
宿泊料	実費
旅行雑費	1日につき 4,000円

東京特別区の場合	会長	副会長・事務局長	事務局員
	68,000円	66,000円	64,000円